

緑税務署から確定申告のお知らせ

緑 区連承認 第5号

緑税務署 〒225-8550 横浜市青葉区市ヶ尾町2-2-3 ☎045 (972) 7771 (代表)

◎令和2年分の確定申告【申告・納付の期限等】

所得税及び復興特別所得税 **2月16日(火)～3月15日(月)**
贈与税 **2月1日(月)～3月15日(月)**
個人事業者の消費税及び地方消費税 **3月31日(水)まで**



納税はキャッシュレス納付が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、ダイレクト納付や口座振替が便利です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

◎緑税務署の申告書作成会場

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、是非、ご自宅から

パソコン・スマホを利用した e-Tax 申告を！

3密回避
税務署の混雑緩和にご協力ください。

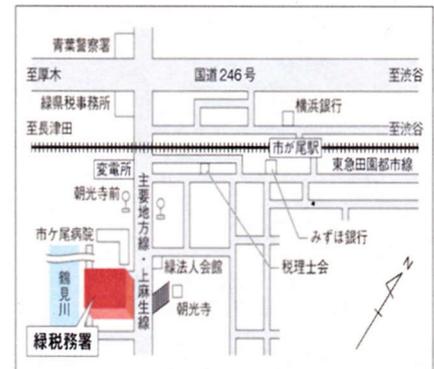
税務署の申告書作成会場は、**2月5日(金)**に開設します！

〔開設期間〕 **2月5日(金)～3月15日(月)**

土・日及び祝日を除く。ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は、相談・申告書の提出受付及び用紙の配付のみを行います。

〔時間〕 受付 **8:30～16:00**
相談・作成 **9:15～17:00**

- ・ 会場の混雑(3密)を避けるために「入場整理券」をお配りする予定です。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- ・ 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- ・ 1月から4月中旬まで税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- ・ 税務署には、ご利用可能なコピー機がございません。あらかじめご了承ください。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
なお、会場での滞在時間短縮のため、ご自宅で集計等を済ませるようお願いいたします。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

◎税理士による無料申告相談会場

〔開催日程等〕

| 開催期間 | 会場 | 最寄り駅 | 時間 |
|------------------------|----------|-----------------------------|---|
| 1月27日(水) ～ 1月29日(金) | 山内地区センター | あざみ野駅 〔東急田園都市線 市営地下鉄〕 | 【受付】 9:15～ 入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合がございます。 |
| 2月2日(火) ～ 2月4日(木) | 緑公会堂 | 中山駅 〔JR横浜線 市営地下鉄〕 | |
| 2月4日(木) ～ 2月5日(金) | 都筑公会堂 | センター南駅 〔市営地下鉄〕 | 【相談】 9:30～16:00 (休憩:12:00～13:00) |

※1 相談対象者

- 事業、不動産及び雑所得がある方で、令和元年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）
- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
- 譲渡所得（土地・建物・株式などの譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。

※2 来場される場合の必要書類等

- 計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し）
- 年金または給与所得の源泉徴収票や医療費控除の明細書など申告に必要な書類
- 過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号（半角数字16桁）と暗証番号のわかる書類
- 本人名義の金融機関口座番号のわかるもの
- 前年分の確定申告書等の控え
- 事業、不動産、雑所得がある方は、これらの計算の基となる書類をお持ちください。
- 個人事業者の消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、選択届出書の控えをお持ちください。

※3 各会場の注意事項

- 会場の混雑（3密）を避けるために「入場整理券」をお配りする予定です。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がございますので、ご了承ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 来場者のための駐車場のご用意はございません。

年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は各区役所で作成と受付ができます！

| 緑区 | 青葉区 | 都筑区 |
|------------------|----------|-----------------------|
| 緑区役所 3階 3A会議室 | 青葉区役所 3階 | 都筑区役所 3階 第6会議室・研修室 |

【期間】2月16日（火）～3月15日（月）

【受付時間】9:00～11:30、13:00～16:00 ※土・日及び祝日を除く

- 給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、印鑑、本人名義の金融機関口座番号のわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
- ※ 各区役所の駐車場は有料です。
- ※ 青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。

お問合せ先：緑税務署 〒225-8550

横浜市青葉区市ヶ尾町2-2-3 ☎ 045 (972) 7771 (代表)

※お電話は、自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当者がお答えします。